

1 砂利採取法

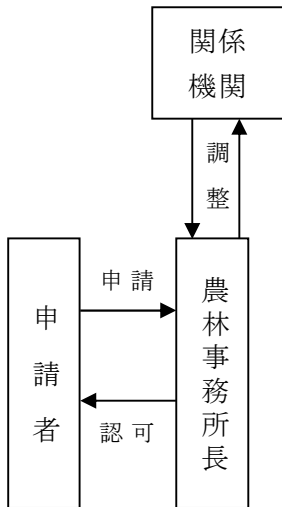
〔砂利採取計画の認可〕（第16条、第20条）

<p>法の趣旨</p>	<p>砂利採取業について、その事業を行う者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行うこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とするものです。</p>
<p>認可の必要な行為</p>	<p>砂利採取業者が砂利の採取を行う場合</p> <p>（砂利採取場ごとに採取計画（下記の内容）を定め認可を受けなければならない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 2 種類、数量、採取期間 3 採取方法、設備等の施設 4 災害防止の方法、施設 <p style="text-align: center;">等</p> <p>※ 砂利とは？ 粒径が概ね 300mm 以内で丸みを帯びたもの</p> <p>※ 砂利採取業とは？ 砂利の採取（洗浄を含む）を行う事業で、営利目的か否かを問わず、反復、継続して行うもの</p> <p>※ 砂利採取業者とは？ 法第3条の登録を受けた者</p>
<p>認可の必要な区域</p>	<p>全域（公有地、民有地を問わず、自己所有地においても認可が必要）</p>
<p>認可権者</p>	<p>農林事務所長（白河市を除く陸、山及び農地関係の海岸保全区域） 河川管理者（河川区域及び河川保全区域）</p> <p>（国土交通省地方整備局長 一級河川の直轄区間 建設事務所長又は土木事務所長 一級河川の指定区間 〃 二級河川）</p> <p>白河市長（白河市内の陸及び山）</p>
<p>認可の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 他人に危害を及ぼすおそれがない。 2 公共の用に供する施設を損傷するおそれがない。 3 他の産業の利益を損なうおそれがない。 <p>その他「砂利採取計画認可準則」、「砂利等採取許可準則」（河川のみ）を一般的基準とする。</p>

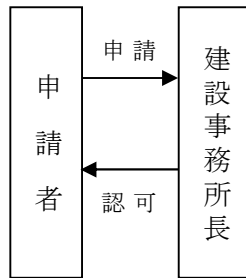
担 当 機 関	本庁 農林水産部 農地管理課 土木部 河川計画課 出先 農林事務所 農村整備部 農地計画課 （ただし、南会津農林事務所及びいわき農林事務所は管理課） 建設事務所総務部行政課（南会津建設事務所は総務部総務課）、土木事務所総務課 白河市 産業部農林整備課
---------	--

手続フローチャート

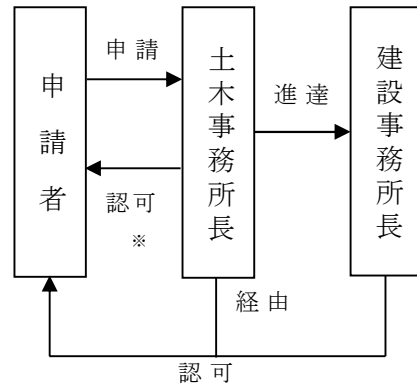
（農林事務所長認可分）



（建設事務所長認可分）

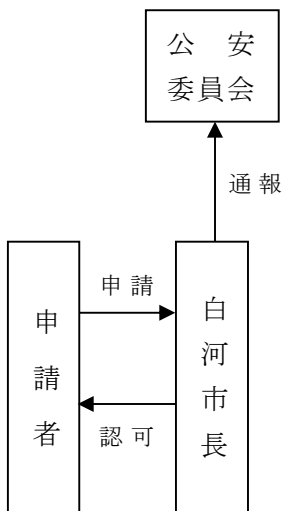


（土木事務所長認可分）



※3,000立方メートル未満

（白河市長認可分）



備 考

- 1 採取を行う土地が農地、山林の場合は、別途、農地法、森林法上の手続も必要である。
- 2 採取を行う河川区域内の土地が国有地の場合は、別途、河川法第25条に基づく許可も必要である。